

## 白浜町ホームページ有料広告掲載基準

〔平成19年2月9日〕  
白浜町訓令第3号

改正 平成19年 3月 1日 訓令第4号  
平成20年 3月 1日 訓令第2号  
平成22年12月10日 訓令第1号  
平成28年 1月18日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この基準は、白浜町有料広告掲載要綱（平成19年白浜町要綱第3号。以下「要綱」という。）に基づく白浜町のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容等)

第2条 広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、広告主の事業内容、広告及びリンク先のホームページの掲載内容は、要綱第3条の規定によるものとする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。ただし、町長が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 縦50ピクセル×横150ピクセル
- (2) 1メガバイト以内
- (3) GIF、JPEG、PNGのいずれかのファイル形式
- (4) アニメーションは不可

3 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を模した表現
- (2) アラートマーク、ラジオボタン、テキストボックス、プルダウンメニューを模した表現
- (3) 町の実施する事業名に類似した表現
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の枠数)

第3条 広告の枠数は、最大5枠とする。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載場所は、ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は町が指定するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告主は、要綱第7条に定める申込書に広告の原稿を添えて掲載希望月初日の1箇月前までに町長に提出しなければならない。

(広告の掲載決定順序)

第6条 広告掲載の申込みが、ホームページ上の広告の枠数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

(1) 国又は地方公共団体が出資し、又は支援する法人及び団体の広告

(2) 公益法人及び公益的団体の広告

(3) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告

(4) 前各号に掲げるもの以外の広告

2 前項の規定による順序が同じ広告がある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。

3 前2項の規定によっても順序が同じ広告がある場合は、抽選により決定する。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告1枠当たり月1万円とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載は1月を単位とし、掲載期間は1箇月以上12箇月以内とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。ただし、この日が白浜町の休日を定める条例（平成18年白浜町条例第2号）に規定する休日に当たるときは、この限りでない。

3 広告掲載期間内に機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長等は、行わないものとする。

(広告原稿の提出)

第9条 要綱第7条第1項に規定する有料広告掲載申込書に添付するバナー広告の原稿は、フロッピーディスク等の電子媒体により提出するものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月1日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月1日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月10日訓令第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の白浜町ホームページ有料広告掲載基準の規定は、平成22年12月15日以降の掲載料について適用し、平成22年12月15日以前の掲載料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月18日訓令第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の白浜町ホームページ有料広告掲載基準の規定は、平成28年2月1日以降の掲載料について適用し、平成28年2月1日以前の掲載料については、なお従前の例による。